しあわせ信州
長野県議会
改革・新風
会派だより
第10号　(2013年) 平成25年11月
発行・編集／改革・新風
長野県庁県議会棟内 (026) 232−0087
発行責任者 倉 田 竜 彦　印刷所 中外印刷KK
http://www.kaikaku-shinpuu.com

「平成26年度予算編成と当面の課題に関する提案書」を知事に提出

改革・新風は去る10月15日に「平成26年度予算編成と当面の課題に関する提案書」を知事に提出しました。倉田代表からは「来年度は知事にとって今期の最終年度となるので、選挙時に挙げた公約を果たすよう」要望が出され、知事からは「公約である『公契約条例』や『子ども支援条例』を議会の協力を得て制定したい。また『しあわせ信州創造プラン』が県民に十分に理解されるよう努めたい」という答弁を得ました。

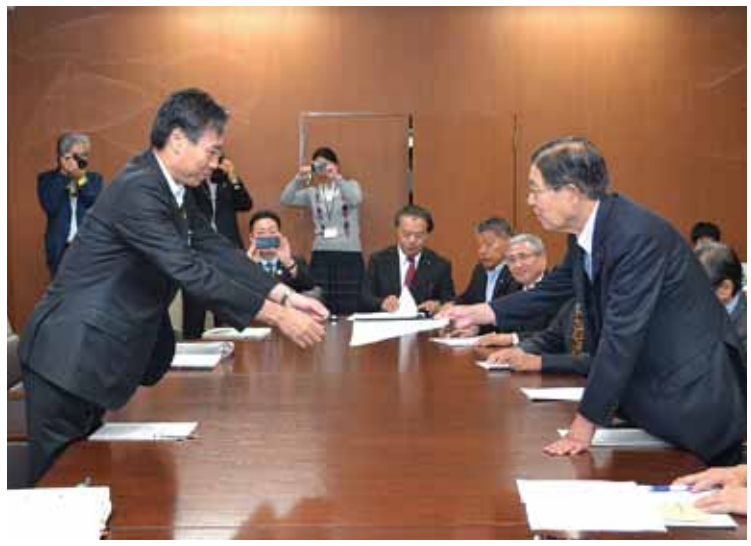

基本的な提案事項

●予算編成にあたっては、総合5か年計画を着実に推進するとともに、事業改善制度の成果や議会決算審査指摘事項を反映すること。

　また、予算編成過程の透明化を引き続き推進し、各種計画の目標と予算との関係が、県民に分かりやすい内容にすること。

●「総合評価入札制度」を発展させるとともに、平均落札率の底上げを図ること。地域の一定の雇用レベルや下請け等を守るため、知事が公約した「公契約条例」を早急に制定すること。

●県短期大学の4年制化については、学部等の設置について県内産業の育成にとって真に必要な人材育成を担う高等教育機関となるよう配慮すること。

　また、検討過程で寄せられている意見・要望等については、説明責任を果たすこと。

●公約した「障害者差別禁止条例（仮称）」、「子ども支援条例（仮称）」について、早急に具体化すること。

※「平成26年度予算編成と当面の課題に関する提案書」をご所望の方は連絡いただければお届けいたします。

9月定例会 補正予算のポイント

現下の景気回復の動きをより確実なものとするため、50億円規模の経済・雇用対策を実施するとともに、将来の本県産業を担う人材の育成強化など「しあわせ信州創造プラン」の実現に向けた施策を重点的に実施するため9月補正予算72億5千万円余を慎重審査のうえ決定しました。

◎経済・雇用情勢への対応

・起業後10年以内の企業やNPO法人等を委託先として企業支援と雇用創出を図る。約1億7千万円

・観光道路のネック箇所の改良や緊急輸送路の整備のための県単独公共事業の追加　30億円余

◇**経済構造の転換に向けた人材育成及び研究開発の促進**

・工科短期大学校や技術専門校の訓練用機器の整備　2億9千万円余又は約3億円

・農業大学校や林業大学校における環境整備の実施　8600万円余

・試験研究の高度化を図るため農業関係試験場や林業総合センターの機器等を整備　4600万円余

◇**世界水準の山岳高原観光地づくり**

・観光地の公衆トイレの改善とその美化対策を支援　4500万円余

◇**教育の振興**

・新たな県立4年制大学について、教育課程や施設整備等のあり方を検討するため、県立大学設立準備委員会に専門部会を設置　900万円余

◇**地域医療体制の強化**

・地域医療再生計画に基づき医療機関が行う施設整備等を支援　25億8千万円余

◎優先度評価に基づく県有施設の改修

・ファシリティマネジメントの取組の一環として、老朽化した施設改修を実施　3000万円余

◎凍霜害を受けた農家への支援

・4月に発生した凍霜害を受けた農業者への新たな支援策　4100万円余

さらなる長寿県長野を目指し、がん対策推進条例を制定

9月定例県議会では、議員提案による「がん対策推進条例」案が可決されました。議員提案による政策条例の制定は7つ目となります。

　条例は、目的として「がんの予防並びに早期発見及び早期治療とがん罹患しても安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図り、もって健康長寿県の確立に寄与すること」等を掲げています。

　また、基本理念として「がんに係わる医療の提供に取り組むこと」、がん患者が「本人の意向が十分尊重された適切な医療を受けることができるようにすること」「がん患者及びその家族の負担の軽減並びにがん患者の療養生活の質の維持向上が図られるようにすること」など5つの目標を掲げ、この基本理念にのっとり県の責務と市町村との連携協力、県民、医療・保健・福祉・教育・事業者の役割を定め、それぞれが連携協力し総合的に対策に取り組む内容となっています。

　さらに、「がんの早期発見及び早期治療の推進」として、県に対し「がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する啓発及び知識の普及及びその他の施策を講ずること」を求めるとともに、「県民が、がんに関する意識を高め、その理解と関心を深めることにより、がん対策の一層の推進を図るため、がんと向き合う週間を設ける」とし、週間は毎年10月15日から10月21日までとしています。

　以上、この条例の一部を紹介しましたが、条例の目的が「長寿県長野」「日本一」を維持し続けることを目的としている以上、条例制定後に県が行う具体的施策が課題であり、その検証をしていく仕組み作りも必要です。

「信州 山の日」（仮称）の制定

県では、県独自の「山の日」の制定を進めており、今議会の中で、知事から、名称を「信州 山の日」、期日を「7月第4日曜日」とする県の考え方の案が示されました。

　県議会では、平成5年9月定例会において、国民の祝日として「海の日・山の日」を制定するよう意見書を議決し、県独自の「山の日」制定に関する質問がなされるなど、県民の機運の醸成が徐々に図られてきたところです。

　具体的な議論の場として、様々な分野の方から意見等をいただくことを目的に、「長野県『山の日』懇話会」が開催され、知事に意見書が手交されました。

　制定の趣旨は、『山』に感謝し、『山の恵み』を将来にわたり持続的に享受していくため、『山』を守り育てながら活かしていく機運の醸成の機会として定める」こととされ、期日は、「7月第4日曜日」とされました。この理由は、本県の「山」を広く県民等に親しんでいただくため、梅雨明け後の天候の安定する時期で、特に次代を担う子どもたちの参加しやすい夏休みを考慮したとのことです。また、名称は、「信州 山の日」とされました。

　今後、県では、県民意見等を広く募集し、年内を目途に正式に決定していきたい、とのことで、県議会としても、本県が、全国に誇る「山岳県」、「森林県」として、古来より「山の恵み」とともに暮らしてきた文化と豊かな資源を、未来へと引き継いでいくため、「信州 山の日」（仮称）の制定に向けて協力していきたいと考えています。